

ベトナム Anti-TIP ほっとライン便り

被害者支援及びカウンセリングのための人身取引対策 (Anti-TIP) ホットライン運営強化プロジェクト ニュースレター

今回の内容

- ・新型コロナウイルス感染症によるプロジェクトへの影響
- ・人身取引被害者支援の政令 Decree No.9 実施状況を評価しました！
- ・Decree No.9 の評価結果～サバイバーの意見から～
- ・Decree No.9 の評価結果～サバイバー支援担当職員の意見と今後の方向性～
- ・Anti-TIP ホットラインの機材の更新！



Decree No.9 実施状況評価調査(ソーシャルワーク・センターにて)

新型コロナウイルス感染症によるプロジェクトへの影響

全世界で新型コロナウイルスが猛威を振るう中、ベトナムは感染者数が周辺国と比べても少なく、死者数も0名(2020年6月時点)と政府による対策が奏功している国のひとつとされています。ベトナムでは、初期段階から強力な感染症予防措置が取られており、経済社会活動の制限や社会隔離が広く実施されてきました。カウンターパートである児童保護局(DCA)も、ホットラインの機能を利用し、貧困者、失業者、コロナの影響で無収入となってしまった人々を対象とした、政府の支援パッケージに関する問い合わせ窓口を一時的に担当していたとのことです。

一方、こうしたコロナ関連の対応により、カウンターパート職員が多忙を極めており、日本人専門家も当面の間、渡航を見合わせざるを得ない状況となっています。3月以降に計画されていた、カウンセラー研修や、広報活動などもすべて延期となっています。

このような状況において、Anti-TIP ホットラインはカウンセラーの人数を減らしつつも、オペレーションを継続させてきました。TIP 件数及び入電件数は、2019年度後半よりやや少なくなっていますが、前年同期比では増加しています。公安省(MPS)によれば、2020年の1～3月のTIP件数は、全国で33件、容疑者は45人、被害者は49人でした。2019年と比較してTIP件数は32.6%、容疑者数は40.7%、被害者は14%、それぞれ減少しています。ただし、この減少の理由は、新型コロナウイルスの影響によるものとも考えられるため、社会が再び動き始めた時期に、再び人身取引犯罪が増加することが懸念されます。

現時点でも、日本人専門家派遣の見通しは立っていませんが、プロジェクトでは現地との連絡を密にしつつ、ポストコロナの社会状況の変化を踏まえた人身取引被害者支援に、引き続き取り組んでいきます。



ホットラインのFacebookもあります。是非一度ご覧頂き、よろしければ「いいね！」をお願いします！皆様にページをご覧頂くことで、人身取引被害者の方々が、より一層このページにアクセスできる可能性が広がります。

「Tong Dai 111」(ホットライン111)と検索頂くか、右のQRコードからアクセスをお願いします。



なお、本ニュースレターはプロジェクトの進捗状況や周辺情報をお知らせするためJICA専門家の見聞をお送りしています。JICA及びカウンターパートの公式見解ではありません。また、無断転載はご遠慮下さい。

人身取引被害者支援の政令 Decree No.9 実施状況を評価しました！

Decree No.09は、「人身取引対策法の細則に係る政令」のことで、被害者がどのような支援を受けられるかが具体的に規定されています。プロジェクトでは、この政令を被害者の社会復帰により役立つものに改定するための支援をしています。

2013年の制定から約6年実施してきたDecree No.9の成果を評価するため、2019年9月から11月にかけて、現地調査を行いました。北部ではラオカイ省とイエンバイ省、南部ではアンザン省とタイニン省を対象に、実際に支援を受けた被害者(サバイバー)や政府職員を対象に面接調査、アンケート調査をするとともに、NGOや国際機関にも聞き取りを行い、幅広い関係者から意見を伺いました。

調査では、39人のサバイバーにアンケート調査を、そのうち10人に面談調査を行い、98人の政府職員にアンケート調査を、そのうち19人に面談調査を実施しました。

調査結果は次ページにまとめますが、2013年6月～2019年6月までの6年間に全国で、把握されているサバイバーの人数は以下のとおりです。

- ・公安省ラインで認定されたサバイバーの数:3,476人。
- ・国境警備隊ラインで認定されたサバイバーの数:1,154人。
- ・労働傷病兵社会省(MOLISA)ラインで受け入れたサバイバーの数:2,961人。

MOLISAラインで受け入れたサバイバー2,961人のうち97.6%が女性で、2.4%が男性でした。また、同じく82.2%が18才以上、17.8%が18才未満の子どもでした。実際に政府からの支援を受けたサバイバーは2,216人で、約75%の人が何らかの支援を受けたことになります。



サバイバー支援担当職員へのアンケート調査

Decree No.9 の評価結果～サバイバーの意見から～

アンケート調査に参加した 39 人のサバイバーの基本情報は次の通りです。

先行: ①中国 (28 名)、②マレーシア (11 名)、③タイ (2 名)、④カンボジア、シンガポール、サウジアラビア (各 1 名)。

騙した人: ①友人・知人 (41.0%)、②知らない人 (23.1%)、③ブローカー (17.8%)、④家族 (10.3%)、⑤結婚ブローカー (7.7%)。

人身取引問題について知っていたか:

①リスクを知らなかった (41.0%)、②知っていたが自分が騙されるとは思わなかった (25.6%)、③聞いたことはあったが詳しくは知らなかった (12.8%)、④危険を承知でいかにするを得なかった (2.6%)。

なお、今回の調査でアンケートに参加したほとんどのサバイバーが、帰国後に、「不安」、「恐怖」、「人間不信」、「パニック」といった精神的な困難を経験していました。

一方で、いずれのサバイバーも希望した支援を受けることができおり、実際に受けた支援内容は多い方から順に、①心理的支援 (53.9%)、②借入支援 (51.3%)、③医療支援 (46.2%)、④初期困難支援 (41.0%)、⑤必需品支援 (35.9%)、以下、職業訓練支援、旅費支援、法的支援と続きました。

2013 年から 2019 年にかけて全国のサバイバーが受けた支援内容は、多い方から順に①必需品支援 (74.8%)、②心理カウンセリング (71.1%)、③医療支援 (45.5%)、④法的支援 (33.9%)、⑤初期困難支援 (27.6%) となっていますので、今回の調査では、借入支援を受けられたサバイバーが半数を超え、2 番目に多かったことが、全国の一般状況と比較して特徴的でした。

なお、DecreeNo.9 の規定で受けた支援については、次の様な意見が挙げられました。

【39 人の自由記述回答】

受けた支援に満足している理由: 金銭的な困難を軽減し、日常生活に使うお金を持つことができた (6 名)、家畜飼育の技術を身につけた (3 名)、ストレスが軽減し、精神が安定した (3 名)、借金を返せた、出産費用を得られた、やり直せた (各 1 名)。

十分な支援を受けられなかった理由: 手続きが煩雑なため挫折した、書類が揃わないために支援を受けられなかった、貧困家庭と認定されず初期困難支援を受給できなかった (各 1 名)。

【10 人への面談調査で聴取した意見】

- ✓ そもそもどのような支援を受けられるのかわからない (7 名)。
- ✓ 加害者が賠償金を支払わない (2 名)。
- ✓ 職業訓練よりもすぐ収入を得たい、コース内容が希望と合わない (1 名)。

Decree No.9 の評価結果～サバイバー支援担当職員の意見と今後の方向性～

実際に被害者支援を担当してきた関係機関 (MOLISA、警察、国境警備隊、ベトナム女性同盟) の担当者たちは、支援が被害者の社会復帰に寄与すると一定の評価をしつつも、以下のような課題を感じています。(98 人の複数回答可と自由記述)

- ✓ サバイバーが情報を共有してくれず、要望がはっきりしない (61.2%)
- ✓ 支援金額・内容が少ない (45.9%)
- ✓ 対応する職員の不足 (41.8%)
- ✓ 職員の被害者対応知識の不足 (25.5%)
- ✓ 手続きの煩雑さ (17.3%)
- ✓ 被害者を受け入れる施設の不足 (15.3%)
- ✓ 関係機関の連携の不足 (14.3%)
- ✓ 言語の壁 (5.1%)

サバイバー及び支援担当職員の意見を受けて、今後 Decree No.9 の改定を以下のように検討していきます。

- ☆ 制定当時の価格で固定されてしまっている必需品支援、医療支援の金額と内容の見直し。
- ☆ 心理カウンセリングについて、サバイバー受入当初からの支援介入と Anti-TIP ホットラインの積極的な活用、心理学専攻の職員の優先的な配置。
- ☆ 初期困難支援の受給条件と金額の見直し。
- ☆ サバイバーのトラウマに関する職員への研修。
- ☆ Decree No.9 と Anti-TIP ホットラインの広報の強化。

プロジェクトでは引き続き、Decree No.9 の改定支援に取り組んでいきます。



サバイバーとの面談調査

Anti-TIP ホットラインの機材の更新!

Anti-TIP ホットラインの機材が、ようやく導入されました。このホットラインでは、人身取引被害を未然に防ぐための情報提供、被害者保護のためのカウンセリング等のサービスを行っています。全国をカバーするため、北部はハノイ (Hanoi)、中部はダナン (Da Nang)、そして南部はアンザン (An Giang) の各地域にコールセンターが設置されています。ただ、機材が老朽化していることもあり、本プロジェクトでは、機材・システムの更新を行うこととしていました。導入に至るまで色々と大変な作業やトラブルもありました。ただそうした難関を一つ一つカウンターパートの皆さんとクリアし、ようやく導入までたどり着いたのは、担当者としては、言葉では表せない

程、感慨深いものがあります。今回導入した機材がちゃんと据付けられたか、ちゃんと確認したい!そして、導入した機材を見て喜んでくれているカウンセラーの人たちの顔が見たい!と強く望んでいたものの、なんと、新型コロナウイルスの影響で、現地派遣がままならず、やむなく日本から据え付けの状況を確認しなければならなくなりました。今のところ、機材の据え付け作業は問題なく進んでいると現地から報告を受けています。このまま全作業が無事完了し、被害者支援に役立ててもらえれば、と願っておりますが、一日も早く、新型コロナウイルスの騒動が収束し、カウンセラーの人たちから、新しいシステムの感想を聞きたいと思っています。(栗田専門家)

渡航再開後の主な活動予定

- ・ IAWT ミーティング開催
- ・ Decree No.9 の改定
- ・ 電話相談員研修開催
- ・ メコン地域ワークショップ開催
- ・ 調達機材の研修
- ・ 各種広報活動の実施

プロジェクトメンバー

岩田 雅子 : 総括/省庁間連携/研修管理 1/人身取引対策 2/ジェンダー 2

栗田 貴之 : IT、機材調達/啓発活動 1

岡野 鉄平 : 業務調整/研修管理 2/啓発活動 2

本ニュースレターやプロジェクトに関するお問い合わせは、
t-okano@icons.co.jp (担当: 岡野) までお気軽にご連絡下さい。